

特定調達公告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和3年1月29日

島根県知事 丸山達也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

無症状者等の宿泊療養施設の賃貸借 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 貸借物件設置期限

令和3年7月26日（月）

ただし、管理棟、脱衣棟、外部通路、廃棄物保管庫及び第1宿泊棟は令和3年7月8日（木）

(4) 賃貸借期間

令和3年8月1日（日）から令和5年3月31日（金）まで（20ヵ月間）

(5) 貸借物件撤去期限

令和5年6月30日（金）

(6) 設置場所

島根県松江市北陵町10番

2 入札方法

(1) 入札金額については、借入に要する一切の諸経費を含めた総価を記載すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に申請手数料、公租公課予定額、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から申請手数料、公租公課予定額、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号。以下「審査要綱」という。）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(9)その他」に登録されている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入札参加資格審査申請書を令和3年2月10日（水）までに資格申請システムに入力して、必要書類を8の(10)の場所に提出し、審査要綱第4条第1項の規定による認定を受けなければならない。この際、本件入札に参加するための申請であることを申請後、速やかに8の(10)の部局に連絡すること。

また、審査要綱に基づく入札参加資格の認定は受けているが、当該営業種目に登録されていない者については、審

査要綱第8条の規定により令和3年2月24日（水）までに営業種目の変更を資格申請システムに入力し、入力後、速やかに8の(10)の部局に連絡すること。

- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
- (8) 本公告に示した貸借物件の設置及び撤去が履行期限までに十分に可能な者であること。
- (9) 本公告に示した貸借物件の維持管理が適切に実施できる者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県総務部営繕課企画グループ
電話 0852-22-6593 F A X 0852-22-6199
電子メール eizen@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

ア 交付期間

本公告の日から令和3年2月24日（水）までの間

イ 交付場所

島根県ホームページ (<https://www.pref.shimane.lg.jp>) の「入札情報」へ掲載するので、入札に参加を希望する者は、本公告掲載のホームページの「入札説明書閲覧申請書」に必要事項を記入し、F A Xで4の担当部局へ送付すること。申請者に対しては、担当部局より閲覧用のパスワードを返信する。

(2) 入札説明会

開催しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和3年2月24日（水）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 入札の日時、場所等

ア 日時

令和3年3月10日（水）午前10時

イ 場所

7の(2)のイの場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和3年3月10日（水）午前9時までに4の場所に到着していること。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月10日（水）午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町158番地 島根県民会館2階 202会議室

8 その他

(1) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県総務部営繕課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格者名簿に関する問合せ先

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階

島根県総務部総務事務センター物品調達グループ

電話 0852-22-5336 F A X 0852-22-6171

(11) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Name and quantity of products to be supplied: Leasing of Lodging/Care Facility for Asymptomatic Patients, etc. 1 set

(2) Period of Lease: From August 1, 2021 to March 31, 2023

(3) Rental Property Installation Deadline: July 26, 2021

However, the deadline for the management building, undressing building, external access pathway, waste storage and accommodation building #1 is July 8, 2021

(4) Installation Location: 10 Hokuryo-cho, Matsue-shi, Shimane

(5) Bidding Deadline: 10:00 a.m. March 10, 2021

(bids by post must be received by 9:00 a.m. on March 10, 2021)

(6) Contact: Planning Group, Building and Repairs Division, Department of General Affairs, Shimane Prefectural Government 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane 690-8501 Japan

TEL: 0852-22-6593